



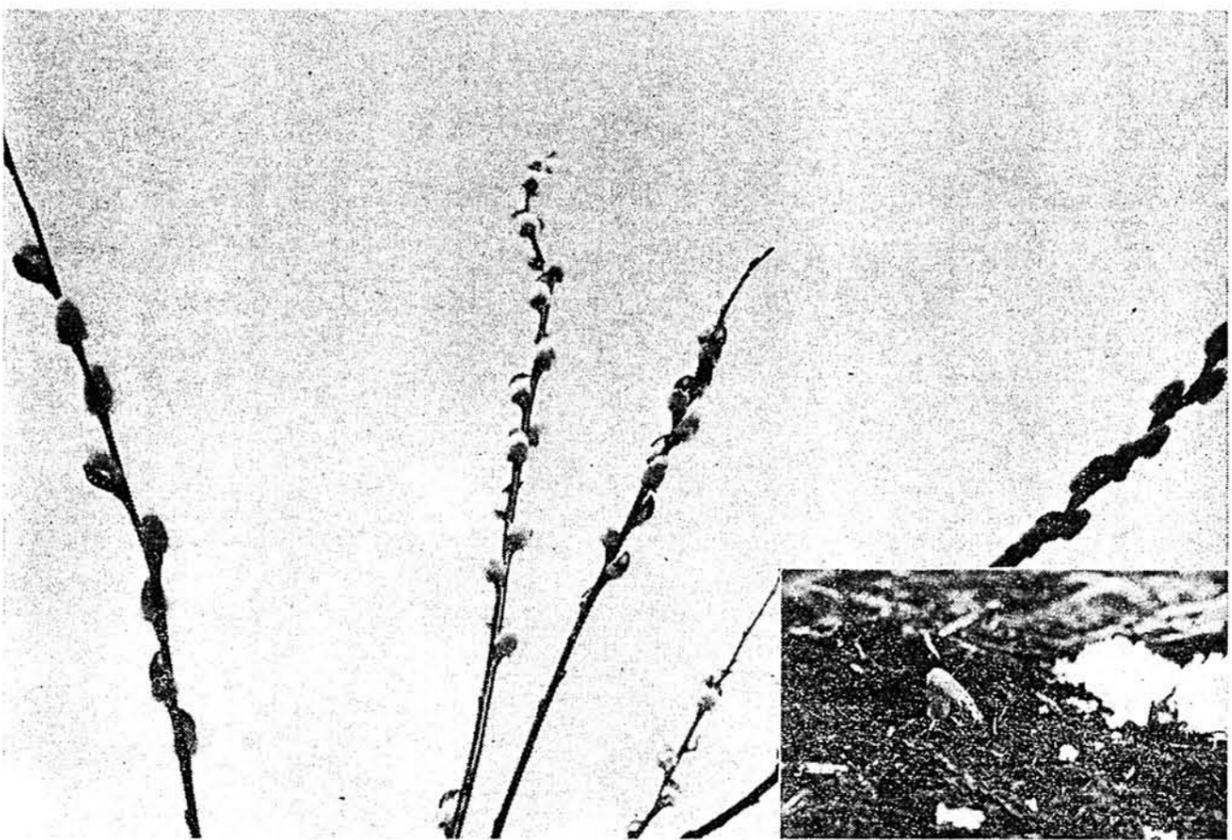
よいた

町だより 町長川上文平書

No. 93

3月号

昭和49年3月10日 発行/与板町 (代表者与板町長川上文平) 編集 与板町だより編集委員会



春はそこまで!

ことしは、例年にない大雪でしたネ。
 しかし、時節になれば、野も山も川も春です。
 躍動・希望・不安・出発・始まり……春はやつぱり万物が動きを始める時です。
 4月から保育園。……4月から小学校。……4月から機械に取り組む。……
 パラ色の夢があつてちよつぱり不安があつて……。

人口の動き

2月28日現在
()は1月末との比較

人口	7,873人 (± 0人)
男	3,821人 (± 0人)
女	4,052人 (± 0人)
世帯	1,792 (± 0)
出生	10人
死亡	5人
転入	8人
転出	13人

- おもな内容は
- 2 春の全国交通安全運動……
 - 3 進級、卒業によせて……
 - 4 春の火災予防運動……
 - 5 定時制閉校……
 - 6 社教コーナー……
 - 7 心配ごと相談所とは……
 - 7 ポストコーナー……
 - 7 国民年金のはなし……
 - 8 税金のはなし……
 - 8 農作業賃金きまる……

保健衛生だより

- 3月18日(月) 母子センター
一般健康相談 13時30分から15時
- 3月25日(月) 母子センター
3才児検診 13時30分から15時
対象者 S.45.4.2~S.45.9.30迄出生児
- 4月9日(火) 母子センター
母親学級 13時30分から15時
(前期)
- 4月10日(水) 母子センター
妊婦検診 13時30分から15時

「税金のはなし」
 税に不満のあるときは
 「税務署から更正の通知を受けたが、理由がよくわからない」とか、「納税が遅れたため差押えを受けたが、どうも納得できない」と云うときは、まず税務署にその理由をよく聞いて見ることがたいせつです。
 そして、その理由に納得できないときには、更正、決定差押えなどの通知を受けた日から二カ月以内に「異議申立て」をすることが出来ます。
 この「異議申立て」に対する税務署の「決定」にもまだ納得できないときは、「異議申立て」の決定通知を受けた

町税などの督促状発行日を
 毎月 **15日** に
 変更します。

日から一カ月以内に国税不服審判所に「審査請求」をすることが出来ます。

※労働時間(田植のみ)朝五時~夕六時就業昼二時まで休息夕六時~六時三〇分
 ※食事等についてはお互に自しゆくの上簡素化につとめましよう。
 ※隣接町村、他産業の状況を考慮し、最も妥当と思われる賃金です。 農業委員会三島郡協議会・与板町農業委員会

作業名	労働種別	基準	賃金	摘要
水田耕起	耕 耘 機	一反請負	3,500円	ロータリー耕起
"	" 男女	" 日	2,500円	代かき
"	" 男女	" 日	2,600円	まかない一食付
"	" 男女	" 日	2,000円	" " 二食付
田植	男 田 植	一反請負	10,000円	育苗含む
"	" 田 植	" 日	3,500円	機械植のみ
稲刈	男 コンバイン	一反請負	10,000円	まかない一食付
"	機 械 刈	" 日	4,800円	農道まで運びだす
脱穀・調製	ハベスター	" 日	5,500円	刈込みのみ
"	男女	" 日	2,600円	まかない一食付
調製	"	" 俵	280円	" "
精米	"	" 反	300円	" "
その他作業	男女	" 反日	3,500円	まかない一食付
"	"	" 日	2,200円	" "
"	"	" 日	2,000円	" "
除運	男 女 女 共	" 日	2,200円	" "
"	"	" 日	4,000円	耕耘機付
"	"	" 日	3,500円	" "

ことしの農作業賃金が
 きまりました
 やがて春です。雪消えとともに、農作業がはじまります。農業委員会では、毎年標準となる賃金額を示してきましたが、ことしの賃金額を別表のように決めましたので、お知らせします。

とじて保存して下さい

社教コーナー

地域民の心のよりどころ

— 槇原分館 —



和室の内部

公民館があればこそ生れ、育つたものだとい切れると思ふ。その他和室二間を利用される趣味のグループ、長生会の囲碁、将棋、若妻会、謡の会農協婦人部の調理研究、生花講習会、更には県の巡回文庫の閲覧等、これ等の集会は公民館西側の公民館側の一室に集まると行われ、静かな部屋で静かな活動が行われ、立派な分館の気持、立地条件の便利さから、年間平均した利用

皆んなで

明るい家庭づくりを

四十八年度の学級も、六月に開講して、まもなく修了しようとしております。本年度は、初めての学級でもありますが、足慣らしと云うことで、出発いたしました。その学習内容は、次のようなものを取りあげ、適切な時期を選びながら、十数回に亘つて実施してまいりました。地方自治と私たち、私達の町を知る、議会の傍聴(三月実施予定)、家族の人間関係、豊かな心、中年と服装

合理的な経済生活をめざして。公書について。贈り物の作り(レリンプラワーの作り方)。お蔭様で、学級委員の皆様のご協力により、学級生への連絡・学級内の会場整理・学級日誌つけ・レクリエーション活動等、回を増すごとに活潑になり、自主的に、学級も運営されるようになりました。けれども、まだ「問題」は多く残されております。学習内容は、広い範囲に亘つていますが、単発的であつ

がなされて居ります。以上槇原分館の概況の紹介ですが、今後の社会教育の重要性を考えると、分館といえども、もつと積極的な指導性を体つけなければならぬと思ふ。更には子供達から、高齢者に至る各層の趣向を叶えられるよう努力する責務があるかと思われま

当分館としては、具体的課題として、「屋外広場の造設、図書及び、図書室の併設」を掲げながら、諸備品の充足をしながら、地域皆様より集り易く、使い易い分館として育て、参りたいと思ふ

地域社会に貢献するために、まず、私たちの生活の基盤となるそれぞれの家庭が、正しく、その機能を發揮することが大切だと思ひます。

そのためには、「明るい家庭づくりのための健康管理」と豊かな情操を養うこと」を課題に意見が多く出されました。四十九年度は、是非、これまでの経験を生かし、広報活動を盛んにし、健康についての学習と体力づくりをとりあげ、また、趣味が生かされる余暇利用について、意欲を燃やしております。具体的な学習内容につきましては、皆様の希望や意見が、充分に反映するように心がけ、実のあったものにしたいと、念願いたしております。

今すぐ、「目に見える花は咲かぬとも」一歩、前進し、着実に楽しい学級、意義ある学級に、皆んなで育てよう心がけていきたいと頑張つて



楽しいフラワー作り

おります。婦人学級委員長 高橋ヨシ

いのちを守る赤十字

美しい心と力を集めて
赤十字は活動する！
一世帯に一人は赤十字社員に！
社員増強と社資徴収にご協力を

県道と板根原線に面し、鉄道の槇原駅、更には黒川を西に結ぶ、南中線の合流点に位置する槇原分館は、昭和三十一年に旧大郡校体育館を移転建築されたものです。玄閣脇の二宮尊徳像は、永年、学舎を共にした地域住民の母校を偲ぶよすがとして一緒に移転され、三十九年の新潟地震の折、一度倒壊したものが復元されて居ります。爾来今日まで二十年間地域の皆様の御協力と、初代分館長渡辺莊次さんの献身的な指導性のもとに、施設設備も逐次充実し、又その業績も着実に中にも輝かしい一面も刻み乍ら歩んで参りました。社会教育センターとしての公民館に課せられる役割は種々ある訳ですが、地域分館としての第一は先ず、より多くの皆様が、如何に親しみ、寄り集うことの出来る気安さ、使い易さ、これが根本だろうと思ひます。幸にして当分館の造りが、旧体育館の狭いとは云え、その大半を占める程の大集会場を持つた処に利用価値があり公民館としての特色があつたと思ひます。

ステージ、放送設備、映写用暗幕、映写室等の施設は、かつて視聴覚教育盛んなりし頃には、充分にその機能を發揮し得たものでした。交通の便利さと適当な広さの集会場等、立地条件に恵れ各種団体機関の総会、研修会、時に地域部落のお祭りに解放したり、ふだんには青年団のレクリエーション、地域子供会の運動場とし、又行政の広場となつたりで、巾広い利用がなされて居ります。過る三十六年の大災害の折逆境にもめげず、不屈の団結心を以つて青年大会演劇部門で、全国優勝の栄誉に輝いたことも、又近年、婦人若返りのママさんバレーも、お盆の納涼と、郷土芸能の伝承を企画した民謡・盆踊りも、この

心配ごと相談所とは

この相談所は、皆さんが日常困つて居ること、迷つて居ること、どこに話に行けばよいかわからないことなど、気がかりなことを相談かけていただき、皆さんのアドバイスの役目を果たし、お役に立つ所です。無料と秘密扱いで部局外に漏らしませぬ。安心して遠慮なくご相談下さい。

「自分から盗み働くなどとは全然考えていなくとも自分も知らなくとも、結果的に盗みになつて居るといふ場合だつてある。自分の分相応以上の物を得たとしたら、それは盗みだ

といふのである。たとえば、十萬円の能力の人が十萬円の給料を得たとしたら、彼は一萬円の盗みをして居ることになり、逆に九萬円の給料だつたら雇用主が一萬円の盗みをして居ることになる。理屈は一応わかる気がするのだが、しかし、人間の能力や物の価値が一分一厘の過不足もなく完全に測定できるものであろうか、それは他との比較や、つりあいの上での評価であらうか、絶対的なものではない。そうだとすると、自分が盗みをはたらいて居るのか、いないのか本当のところは解らないといふことになる。」

これは、永六輔さんの父永忠順さんの書かれた本の一節です。読んでおる時はさほど思わなかつたのですが、皆さ

んのご相談のお相手をした後で、ふつと思ひ出した気になつて居ることです。相談所で一応の解決、メドなり方法があつても、それだけ関係の皆さんが心の底からサラリとして解決がついたらどうか、新聞の三面記事の人々だけをせめられないのでないでしょうか。相談に當つては、理解と信頼で隔意なき懇談を旨とし、来所者に勇気を与えるようにつとめております。

毎月十日、二十日
午後一時から三時で
役員分室で開所します。
相談員 前波記



ポストコーナー

御利用ください

配達証明 引受時刻証明
郵便を利用する場合、いろいろ便利なものがありますが、そのおもなものをお知らせします。

▷配達証明◁
郵便物が確かに相手側に配達されたかどうかを知りたいときに、この配達証明を利用されますと郵便局が、その郵便物の配達証明書を差出人にお送りいたします。また一般書留であれば、差出後でも、この請求ができますが、郵便物を差出した日から6か月以内に限られます。

▷引受時刻証明◁
郵便局に差出した時刻が特別に問題になるような郵便物、たとえば、特許の出願、商標登録、入札などの場合、郵便物を引受けた時刻を郵便局が証明する制度です。

急にお金が必要なとき
ゆうゆうローンが便利
日常生活のうちには、急にお金が必要になることがあります。そんなときに郵便局の「ゆうゆうローン」を御利用になると便利です。

ゆうゆうローンは、定期貯金・積立貯金・定期貯金を担保に御用立てするもので、御用立て金額は、担保とした貯金の元利金の90%以内で最高10万円までです。貸付期間は、6か月以内となつております。

あなたの年金額(老齢年金)は……

生年月日	48.4.1 現在年齢	受給資格期間	被保険期間	年金額	
				年額	月額
明治39.4.2~45.4.1	61~66	10	10	150,000円	12,500円
45.4.2~大正2.4.1	60	10	11	156,000	13,000
大正2.4.2~3.4.1	59	10	12	162,000	13,500
3.4.2~4.4.1	58	10	13	168,000	14,000
4.4.2~5.4.1	57	10	14	174,000	14,500
5.4.2~6.4.1	56	11	15	180,000	15,000
6.4.2~7.4.1	55	12	16	186,000	15,500
7.4.2~8.4.1	54	13	17	192,000	16,000
8.4.2~9.4.1	53	14	18	198,000	16,500
9.4.2~10.4.1	52	15	19	204,000	17,000
10.4.2~11.4.1	51	16	20	210,000	17,500
11.4.2~12.4.1	50	17	21	216,000	18,000
12.4.2~13.4.1	49	18	22	222,000	18,500
13.4.2~14.4.1	48	19	23	228,000	19,000
14.4.2~15.4.1	47	20	24	234,000	19,500
15.4.2~昭和2.4.1	46	21	25	240,000	20,000
昭和2.4.2~3.4.1	45	22	26	249,600	20,800
3.4.2~4.4.1	44	23	27	259,200	21,600
4.4.2~5.4.1	43	24	28	268,800	22,400
5.4.2~6.4.1	42	25	29	278,400	23,200
6.4.2~7.4.1	41	25	30	288,000	24,000
7.4.2~8.4.1	40	25	31	297,600	24,800

○年金額は被保険者期間、保険料を完納した場合の額

「『年金のはなし』」
あなたの年金額は！
国民年金の保険料を納めましょう
〔特別納付は五十年十二月三十一日まで〕
年金を受けるには、六十才までに最低二十五年の保険料を納めることが必要です。保険料特例納付制度は、過

去に保険料を納められなかつた期間を、再び納める機会をもうけた特別な取り扱いです。前からの納められなかつた保険料、その後の未納保険料、どちらもそのまま残しておくこと将来老齢年金をうけることができなくなり、また、受けられず、低額で不利になります。

国民年金を掛けられた方で、満六十才を迎えられた方は、早めに年金の請求をして下さい。必要書類は年金手帳及び印鑑をご持参下さい。

請求をいたしましょう！
満六十才を迎えられた方へ